

野田市国の出産・子育て応援給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年1月17日

野田市長 鈴木 有

## 野田市告示第7号

### 野田市国の出産・子育て応援給付金支給要綱の一部を改正する告示

野田市国の出産・子育て応援給付金支給要綱（令和4年野田市告示第327号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第7条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

附則中「以後の」の次に「妊娠の届出及び」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この告示による改正後の野田市国の出産・子育て応援給付金支給要綱の規定は、令和5年1月4日以後になされた申請に係る出産応援給付金及び子育て応援給付金について適用する。